

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月 1 日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第 42 号

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成18年新潟市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表野島副市長の項第1号中「、総務部及び秘書課」を「及び総務部」に改め、同表井崎副市長の項第1号中「及び会計課」を「、秘書課及び会計課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。